

茨木市産業環境部
資源循環課
TEL:072-620-1814
FAX:072-627-0289
E-mail:shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

減量推進員ニュース

お知らせ

現在の廃棄物減量等推進員の皆さんの 任期は令和2年4月30日までです

お忙しいところ「ごみの減量化と再資源化を推進する地域のリーダー」として行政と地域のパイプ役を担っていただき、まことにありがとうございました。



委嘱伝達会
(H30.5.30)



環境衛生センター見学会
(H30.11.17)



H30年度 研修会
(H30.8.23)



R元年度 研修会
(R1.8.29)



3R推進月間 街頭啓発キャンペーン
(H30.10.3)



現在の推進員さんの任期は、令和2年4月30日をもって満了となります。2年間の任期中、たくさんのご協力をいただき、ありがとうございました。

今後とも廃棄物減量等推進員制度の趣旨をご理解いただき、ごみの減量化と再資源化にご協力くださいますようお願い申し上げます。



次期廃棄物減量等推進員の推薦について

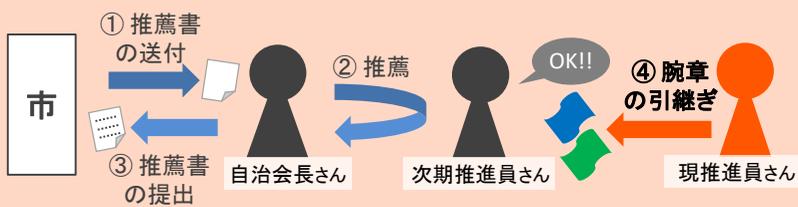
3月12日に、自治会長さんへ次期推進員さんの推薦書を送付しています。

推薦書を記入し、**4月20日まで**にご提出いただくことで、次期推進員さんへの交代の手続きが完了します。

なお、推薦書の受付後、次期推進員さん宛に委嘱伝達会(5月開催)のご案内をお送りいたします。

Check!

推進員さんの交代の流れ



現在の推進員さんへのお願い

推進員さんには、

▶ 上記の交代の手続きについて自治会長さんへのお声がけ

▶ 現在お持ちの腕章を次期推進員さんへ引継ぎ

いただきますようお願いいたします。

腕章

腕章がお手元がない場合は、5月開催の委嘱伝達会でお渡しいたします。



推進員さん用

推進員さん以外のごみ減量化・再資源化に協力いただける方用

紹介 その1

古布の分別について



お住まいの地域で集団回収を実施している場合は、優先的に集団回収をご利用ください!



資源になる「古布」

資源になる古布とは、衣服やタオルなどの汚れていない布類のことです!「古紙・古布」の日に出していただき、ごみの減量・再資源化にご協力をお願いします。ただし、資源になるには次の二つの条件をみたす必要があります。

条件1 洗濯して清潔な状態であること

条件2 水に濡れておらず、乾いた状態であること



古布の一例



Tシャツ



ズボン



靴下



セーター



このような衣服も出せます /
穴が開いている 毛玉がついている ほつれがある 型くずれしている 黄ばみがある



スーツ・ネクタイ



ジャージ



スカート



ハンカチ



タオル



毛布

× これらは資源物になりません!

大きさを判断し「普通ごみ」、「粗大ごみ(小型)」または「粗大ごみ(大型)」へ!



布団



座布団



ぬいぐるみ



カーペットやじゅうたんなどの敷物類



汚れのひどいもの

(例) カビ ペンキ 油汚れ ペット用に使用したものの薬品等のおいのあるもの



紹介 その2

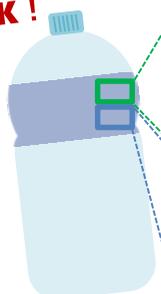
ペットボトルの分別について



資源になる「ペットボトル」

市が資源物として収集している「ペットボトル」は、飲食物の容器の中で、PETボトルの法定識別マークが表示されているものです。古布同様、再資源化にご協力をお願いします!

CHECK!



PETボトルの法定識別マーク
ペットボトル
の日にしてください!

プラスチック製容器包装の法定識別マーク
普通ごみ
の日にしてください!

出す前に・・・

①



とを分け、
PET
ボトル



ラベル キャップ
普通ごみ
として出す

②

洗って乾かし、



ペットボトル
として出す

...マークが示している部分